

町施設使用料等が変わります

本町では、消費税率が5%から8%に引き上げられる消費税法等の改正に伴い、町施設の使用料等を4月1日に改定することとしました。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。なお、町民、町内団体、町内学校等を対象とした施設使用料の減免制度につきましては、これまでどおりの運用となります。改定額など、詳しくは各担当課までおたずねください。

● 総務課行政係 ☎85-4815 ●

4月1日に改定を行う町施設と対象料金の種類など

| NO. | 対 象 料 金 | 問 い 合 わ せ 先 |
|-----|---|-----------------------------|
| 1 | 公用建物、町有地の使用料（自販機等）ほか | 総 務 課 管 財 係 ☎85-4816 |
| 2 | 琴丘・山本公民館及び鶴川・浜口地区館使用料 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 ☎87-2113 |
| 3 | 山本ふるさと文化館使用料 | |
| 4 | 八竜農村環境改善センター使用料 | |
| 5 | 小瀬川運動公園使用料 (業として行う写真等の撮影、興行にかかるもの) | |
| 6 | 農村歌舞伎会館利用料(※) | |
| 7 | ことおか中央公園内の野球場(スカルパ)、 テニスコート、多目的広場、総合体育館使用料 | |
| 8 | 八竜運動公園使用料 | |
| 9 | 山本・八竜体育館使用料 | |
| 10 | 山本・八竜野球場使用料 | |
| 11 | 八竜多目的交流施設(ゆめすた)使用料 | |
| 12 | 八竜高齢者交流施設(さざなみ苑)部屋使用料 | 福 祉 課 福 祉 係 ☎85-2190 |
| 13 | 八竜共同福祉施設(ふれあいセンター)使用料 | 商工観光交流課商工係 ☎85-4830 |
| 14 | 八竜商工会館使用料 | |
| 15 | サンサンパークコテージ(房住山)コテージ利用料(※) | 商工観光交流課観光交流係 ☎85-4830 |
| 16 | ぼうじゅ館、はねがわ湖水館利用料(※) | |
| 17 | 琴丘体験学習物産館(サンバリオ)体験学習室、 テント設置スペース等利用料(※) | |
| 18 | 山本観光物産センター利用料(※) | |
| 19 | 女性・若者等活動促進施設(せいぶ館)使用料 | 農 林 課 農 政 係 ☎85-4826 |
| 20 | 沢目地区むらの生活館利用料(※) | |
| 21 | 飯塚多目的集会施設利用料(※) | |
| 22 | 川尻・鶴川・浜田・釜谷農村公園使用料 (業として行う写真等の撮影にかかるもの) | |
| 23 | 道路占用料 | 建 設 課 管 理 係 ☎85-4820 |
| 24 | 楽しく集う青春館(鹿渡駅舎)ミニシアター、 コンサートホール使用料 | 琴丘総合支所地域振興係 ☎87-2111 |
| 25 | 大沢、茨島、猿田ヒケノ沢の各牧場放牧料(馬) | 琴丘総合支所地域整備係 ☎87-2114 |
| 26 | 牡丹・勝平・沢部・ゆうタウン農村公園使用料 (業として行う写真等の撮影にかかるもの) | |
| 27 | 中央すこやか館空き室使用料 | 琴丘総合支所地域生活係 ☎87-3516 |